

酒に関する規程

1. 第69回静大祭開催期間（11月16日・17日・18日）は終日酒類（ノンアルコールを含む）の持ち込み及び飲酒は禁止する。但し、静大祭実行委員会に出店を希望する団体で調理用として酒類を持ち込み、使用する場合は、静大祭実行委員会に申請の上、許可を得られた場合のみ持ち込み・使用を認める。また、申請されていない酒類が参加団体の持ち込んだごみの中に入っていた場合も、その団体が酒類を持ち込んだものとみなす。

2. 規程違反者が参加団体である場合、以下の措置をとる。

種類を持ち込んだ場合・飲酒をした場合（酒気を帯びている場合を含む）

- ・種類を一時的に預かるか即時廃棄する。
- ・供託金を没収する。
- ・静大祭実行委員会の許可が得られない場合、第69回静大祭への参加を禁止する。
- ・措置に従わない場合、静大祭実行委員会の許可が得られない限り、今後全ての春のビッグフェスティバル及び静大祭への参加を禁止する。

*参加団体が直接違反していない場合であっても、その関係者が違反した場合も同様の措置をとる。

*この規程で意味する供託金は第69回静大祭の参加団体に対するもので、「酒に関する規程」に対してだけの供託金は設けない。

*以前に春のビッグフェスティバル及び静大祭に参加禁止になった団体についてもこの規程を適用する。

3. 規程違反者が参加団体ではない場合以下の措置をとる。

α. 酒類を持ち込んだ場合

- ・第69回静大祭期間中が酒類の持ち込み禁止だと伝える。
- ・酒類を一時預けるか、廃棄するかを選択させ、廃棄する場合は静大祭実行委員が即時廃棄する。

β. 飲酒している場合（酒気を帯びている場合も含む）

- ・静大祭期間中が酒類持ち込みと飲酒禁止だと伝え、大学構内から出てもらう。
- ・酒類を携帯している場合、酒類を一時預けるか、廃棄するかを選択させ、廃棄する場合は静大祭実行委員が即時廃棄する。

4. 一時預かった酒類の扱いについて以下の通りとする。

- ・参加団体から酒類を預かった場合、静大祭実行委員会で保管し、最終責任者会議時に返却する。但し、11月23日（金）17時までに連絡が無かった場合、静大祭実行委員会で処分する。
- ・参加団体以外から酒類を預かった場合、静大祭実行委員会で保管する。その際、「帰る際に静大祭実行委員会室へ取りに来ること」「当日に受け取らなかった場合、11月23日（金）17時までに連絡が無い場合は静大祭実行委員会の判断で処分すること」を明記した預り証への署名の上、預り証を発行する。

5. 酒気を帯びている者が大学構内へ入場しようとしている場合は、第69回静大祭期間中は酒類の持ち込み及び飲酒が禁止されていることを伝え、入構を禁止する。

6. 参加団体の責任者は、この規程の内容を関係者全員に通達しなければならない。

平成30年9月25日
第69回静大祭実行委員会